

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管課 危機管理防災課

法令名	石油コンビナート等災害防止法	法令の番号	昭和50年12月17日第84号		
不利益処分の種類	第二種事業所の指定	根拠条項	第2条第5項		
処分基準	石油コンビナート等災害防止法施行令第3条の規定に適合するとき。				
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課
					目次NO 76～